2　ロについては、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援（指定基準第44条第２項に規定する一時的な滞在による支援をいう。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

3　指定地域定着支援事業者が、指定基準第42条第３項又は第43条第２項に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合（注３に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

○厚生労働省告示第百二十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十四日　厚生労働大臣　小宮山洋子

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

一　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、指定計画相談支援（同項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。

二　前号の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

計画相談支援給付費単位数表

1　計画相談支援費

イ　サービス利用支援費　1,600単位

ロ　継続サービス利用支援費　1,300単位

注１　サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。

2　継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援（法第51条の17第１項第２号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。

3　指定特定相談支援事業者が、障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第15条第２項第６号（同条第３項第３号において準用する場合を含む。）、第８号、第９号若しくは第10号から第12号まで（同条第３項第３号において準用する場合を含む。）又は同条第３項第２号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4　指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第１項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

5　指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数は算定しない。

6　相談支援専門員（指定基準第３条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法（平成９年法律第123号）第７条第１項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護１又は要介護２のものに対して、同法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、１月につき700単位を所定単位数から減算する。

7　相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(II)として、１月につき1,000単位を所定単位数から減算する。

8　相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第７条第２項に規定する要支援状態区分が要支援１又は要支援２のものに対して、同法第58条第１項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、介護予防支援費重複減算として、１月につき112単位を所定単位数から減算する。

9　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（注３及び注４に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定特定相談支援事業者が、指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

○厚生労働省告示第百二十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十四日　厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、指定障害児相談支援（同項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。

二　前号の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

障害児相談支援給付費単位数表

1　障害児相談支援費

イ　障害児支援利用援助費　1,600単位

ロ　継続障害児支援利用援助費　1,300単位

注１　障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。